

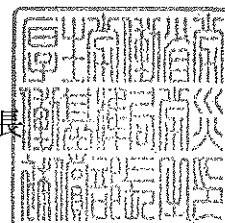


基労発 0428 第 1 号

平成 26 年 4 月 28 日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長



「平成 26 年 労務費率調査」の協力依頼について

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労災保険行政の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度においては、請負による建設の事業における労災保険料の算定に当たり、下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に算定することが困難である場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなすという特例があります。

現在の労務費率は、平成 24 年度から適用されているものですが、作業の効率化、建設コスト縮減の推進等により請負金額と賃金総額の実態に変化が生じていることが考えられます。

そこで、厚生労働省では、別添のとおり、工事の請負代金の額、支払賃金総額等について調査を実施し、その調査結果を踏まえ労務費率の改定について検討する予定です。

つきましては、本調査の実施についてご理解を賜るとともに、貴会会員の方々に調査票が送付されてきた際には本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけるよう周知方よろしくお願い申し上げます。